様式第２０

事業継続力強化計画に係る認定申請書

　202■　年　■　月　■　日

中部経済産業局長殿

　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　　　　　所 ■県■■市■

　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　　　 称 ■■製造

代表者の役職及び氏名 代表　■■■■　印

　中小企業等経営強化法第50条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

１　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

事業継続力強化計画

１　名称等

業者氏名は

代表者の役職名及び氏名　　 　　代表　■■■■

資本金又は出資の額　　　　■万円 　 　　　　　 常時使用する従業員の数　　　　■人

業種　　　　■09　　■食料品製造業

法人番号　　　　　　　　　　 　　　 設立年月日　　 ■年■月■日

２　事業継続力強化の目標

|  |  |
| --- | --- |
| 自社の事業活動の概要 | 当社は、主に大手メーカー■社の■■部品の製造を担っており、当該部品の過半数のシェアを握るなどサプライチェーン上の重要な役割を担っている。また、地域在住の従業員もおり、当社が早期に復旧しないと、雇用にも影響が出る。 |
| 事業継続力強化に取り組む目的 | 下記３点を目的に、事業継続力強化に取り組む。1.自然災害発生時において、人命を最優先として、社員と社員の家族の安全と生活を守る。2.地域社会の安全に貢献する。3.製品の供給の継続、又は早期の再開により、お客様への影響を極力少なくする。 |
| 事業活動に影響を与える自然災害等の想定 | 当社の事業拠点は■県■■にあり、今後30年以内に震度６弱以上の地震が発生する確率が■.■％（J-SHIS地図参照）。当該地震による津波は■■mと予想されている。(国土交通省ハザードマップ、および■市ハザードマップ参照) |
| 自然災害等の発生が事業活動に与える影響 | 想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは震度６弱の地震であり、その被害想定は下記の通り。（人員に関する影響）* 営業時間中に被災した場合、工場内や事務所内の設備の落下、原材料の散乱、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。また、周辺道路が損傷したり、公共交通機関が停止すれば、従業員が帰宅困難者となるほか、夜間に発災した場合、翌営業日の従業員の参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。
* これらの被害が事業に与える影響として、復旧作業の遅れ、事業再開時において、特定の従業員が専属で担当していた部分について業務再開が困難となること、生産量が減少することなどが想定される。

（建物・設備に関する影響）* 工場や事業所の建物は、新耐震基準を満たしていないものもあるため、揺れによる建物自体への直接被害があると考えられる。また、機械設備は、揺れにより、原材料とともに、破損や散乱が予想され、停電が発生すれば、一時的に停止する。
* インフラについては、電力・水道は１週間程度、ガスは２週間程度、供給が停止するほか、公共交通機関は１週間ほど機能不全となるおそれ。周辺道路の損傷や浸水は、2週間程度回復まで必要となる見込み。
* これら被害が事業活動に与える影響として、生産ラインの全部又は一部の停止などが想定される。また仕入や納品についても停止を余儀なくされる。

（資金繰りに関する影響）* 資金繰りについては、設備の稼働停止や納入先の稼働停止により営業収入が得られなくなることが想定される。そのため、円滑な資金調達ができなければ運転資金が枯渇する恐れがある。

（情報に関する影響）* 事務所内のパソコン（受注状況、設計資料、生産状況、請求データなどや顧客情報、販売先の情報、仕入先などの取引先情報など）が破損した場合、生産復旧が大きく遅れることが想定される。

（その他の影響）* 取引先の被災や交通機関の乱れにより、1 週間程度、材料の調達が難しくなる場合がある。これが事業活動に与える影響として、取引先の希望納期に間に合わなくなる場合が想定される。
 |

３　事業継続力強化の内容

（１）自然災害等が発生した場合における対応手順

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 初動対応の内容 | 発災後の対応時期 | 事前対策の内容 |
| １ | 人命の安全確保 | 従業員の避難方法 | 発災直後 | * 自社拠点内の安全エリアの設定
* 社内の避難経路の周知・確認
* 避難所までの経路確認
 |
| 従業員の安否確認 | 発災直後 | * 携帯電話会社の安否確認システムの利用
* 従業員の連絡リストの整備（携帯電話番号、メールアドレス、SNS等）
 |
| 生産設備の緊急停止方法 | 発災直後 | * 設備の自動停止装置の確認
* 緊急時の機器停止手順の周知・確認
 |
| ２ | 非常時の緊急時体制の構築 | 代表取締役を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ | 発災後１時間以内 | * 設置基準(震度、被害状況から)の策定
* 発災を想定した災害対策本部の体制の決定
* 代表取締役不在の場合の代理者選定ルール
 |
| ３ | 被害状況の把握被害情報の共有 | 被災状況、生産・出荷活動への影響の有無の確認当該情報の第一報を顧客及び取引先並びに地元の自治体当局、商工団体に報告 | 発災後12時間以内 | * 被害情報の確認手順の整理
* 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定
* 地元自治体、商工団体、主要な顧客、取引業者の連絡先リストを作成
 |
| ４ | その他の取組 |  |  |  |

 |

（２）事業継続力強化に資する対策及び取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| A | 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備 | ＜現在の取組＞* 現在、具体的な対策は行っていない。

＜今後の計画＞* 自然災害時を想定して、社員の多能工化とマニュアル化を進める。この取組は、増産対応が必要な場合にも有効に機能する。
 |
| B | 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入 | ＜現在の取組＞* 現在、具体的な対策は行っていないが、簡易的な自家発電装置は、設置済み。

＜今後の計画＞当社の■部品は、■業界のサプライチェーンの一翼を担っているため、早期の供給回復を取引先などから求められることが想定されることから以下の取り組みで、事業継続を図れる体制を構築する。* 停電の発生に備えて、配電設備を工場内の高所に移動するとともに、無停電電源装置及び自家発電設備(平時の2割程度の生産を3日間程度)を導入する。
* 水道の停止に備えて、近くを流れる川から水を汲み上げるポンプを備蓄する。
* 工場及び倉庫の開口部に止水板を設け、床上１ｍまでの浸水被害を免れるようにする。
* 揺れによる生産設備の損傷を防ぐため、重要商品の生産に関わる生産設備に、免震装置及び緊急停止装置を備える。
* 自社で生産が不可能な場合、他社でも代替生産ができるよう、設計データや作業工程の標準化を進める。
* 地震に備えるために、ヘルメットなどを常備し、必要な場合には日常的に利用することとする。
 |
| C | 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保 | ＜現在の取組＞* 現在、火災保険に加入している。火災保険の対象範囲は、地震保険も含めて契約している。

＜今後の計画＞* 地震が発生した際に緊急融資が受けられるよう、メインバンクの担当者及び商工会の経営指導員と日々コミュニケーションを取る。
 |
| D | 事業活動を継続するための重要情報の保護 | ＜現在の取組＞* 現在、具体的な対策は行っていない。

＜今後の計画＞* 顧客名簿や帳簿について、電子化し、クラウド上のサーバーに保管する。
* 事業所内の設備を記録するため、毎月１日に事業所内の写真を撮る。
 |

（３）事業継続力強化設備等の種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （２）の項目 | 取得年月 | 設備等の名称／型式 | 所在地 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設備等の種類 | 単価（千円） | 数量 | 金額（千円） |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。 |  |

（４）事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ■■協同組合　(業界団体) |
| 住所 | ■県■■■ |
| 代表者の氏名 | 代表理事　■■　■■ |
| 協力の内容 | 発災時の情報共有とともに、日常的な体制整備の情報共有 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ■■銀行　■■支店 |
| 住所 | ■県■■■ |
| 代表者の氏名 | 支店長 ■■　■■ |
| 協力の内容 | 地震が発生した際に緊急融資が受けられるような日常的なコミュニケーションをとる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ■商工会 |
| 住所 | ■県■■■ |
| 代表者の氏名 | ■■　■■ |
| 協力の内容 | * 大規模な水害の発生が見込まれる際、注意喚起を依頼する。
* 水害に対する事業継続の強化に関する指導を依頼する。
* 発災した際の被災情報の情報共有をする体制を構築する。
 |

（５）平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

|  |
| --- |
| * 平時の取組推進について、代表取締役の指揮の下実施する体制を整える。
* 年１回(5月を予定)以上、訓練や教育を実施する体制を整える。
* 年１回(事業年度末を予定)以上、事業継続に向けた取組内容の見直しをする。
 |

４　実施時期

20■年■月～　 20■年■月

５　事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

６　その他

（１）関係法令の遵守（必須）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。 | ✓ |

（２）その他事業継続力強化に資する取組（任意）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| レジリエンス認証制度（※１）に基づく認証を取得しています。 |  |
| ISO 22301認証（※２）を取得しています。 |  |
| 中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。 |  |

（※１）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※２）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格